

## 令和6年度鳥取県豪雪時道路通行規制実施要領

### 第1 目的及び適用範囲

- 1 この要領は、令和6年度中の豪雪時において、鳥取県が管理する道路（以下「県管理道」という。）の通行が危険であると認められる場合における道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づき実施する道路の通行規制に関する事項をあらかじめ定めることにより、豪雪時における道路通行規制の有効かつ適正な実施を図り、もって道路交通の円滑化に資することを目的とする。
- 2 この要領において「豪雪時」とは、大雪警報が発令されたときから解除されるまでの間（大雪警報が解除された後に引き続き大雪注意報が発令される場合にあっては、大雪警報が発令されたときから大雪注意報が解除されるまでの間）をいう。
- 3 この要領において「通行規制」とは、道路法第46条の規定に基づき道路の区間を定めて通行を禁止し、又は制限することをいう。
- 4 豪雪時以外の異常気象時における通行規制については、「異常気象時における道路通行規制要領」（昭和44年4月1日付建設省道路局長通達別紙）に定めるところに準じて行うこととし、この要領は適用しない。

### 第2 規制の時期及び種類

#### 1 規制の原則

県管理道は、冬期閉鎖区間を除き、降雪時においても一般交通の用に供することを基本とし、通行規制を実施する区間、期間及び方法は最小限度とし、かつ、危険を除去するために十分なものとしなければならない。

豪雪時においては、スタックその他の積雪等に起因する事故、危険、交通障害等（以下「積雪等に起因する事故等」という。）を回避するため、峠部の区間において直ちにチェーン未装着の大型車に対して通行禁止の措置をとるなど、早期に最小限度の通行規制を実施し、積雪等に起因する事故等の発生を未然に防止することを目指すこととする。

#### 2 規制の実施時期

各総合事務所長（日野県土整備局管内については、日野振興センター長）及び各県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、次に掲げる場合において、県管理道の通行規制をすることができる。なお、通行規制の判断に際しては、適宜、現地確認を行うものとする。

(1) 積雪、地吹雪又は路面の凍結、圧雪若しくは堆雪により、通行が危険であると認められる場合

(2) 積雪等に起因する事故等の発生のおそれがあると認められる場合

(3) 除排雪作業を実施するため必要であると認められる場合

#### 3 規制の方法

通行規制の方法は、次に掲げる例示を参考にしつつ、積雪や除雪の状況、交通量、緊急通行車両の通行頻度など個々の道路の区間の実情に応じて、各所長の裁量により柔軟に設定するものとする。

(1) 対象車両による段階的実施（例）

チェーン未装着大型車通行禁止、チェーン未装着車通行禁止、冬用タイヤ未装着車通行禁

止、緊急通行車両及び生活交通車両（地元住民車両）以外通行禁止、緊急通行車両以外通行禁止、自動車通行禁止、車両通行禁止、全面通行禁止

【注釈】

① 「大型車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の区分「大型自動車」に該当するものをいう。

（大型自動車に該当するもの）

大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が11,000キログラム以上のもの、最大積載量が6,500キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上のもの

② 「チェーン未装着」とは、駆動輪（全車輪が駆動するものにあっては、前輪又は後輪のいずれかの全タイヤ）のうちにチェーン未装着のタイヤがある状態をいう。

（例：ダブルタイヤにシングルチェーンのみを装着）

③ 「生活交通車両」とは、通行規制区間内及び通行規制区間に接続した道路に面した住居者又は住居者の関係者（親族、医療関係者等）をいう。

（2）区画による部分実施（例）

片側通行禁止（交互通行又は一方通行）

4 違反者に対する措置

通行規制は道路法第46条の規定に基づく措置であり、違反した場合、同法第103条に定める罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が課される旨を運転者等に対して告知するものとする。

### 第3 警察との調整

所長は、通行規制をしようとするときは、道路法第95条の2の規定により所轄警察署長の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するためやむを得ない場合は、可能な限り電話による連絡を行い、事後速やかに通行規制の理由及び内容を通知しなければならない。

また、所長は、所管警察署長の意見を聴いた上で、通行規制に係る箇所での車両の誘導その他必要な協力を求めるための調整を行うものとする。

所長は、通行規制を解除したときは、速やかに所轄警察署長へ通知しなければならない。

### 第4 規制の周知

所長は、次に掲げる方法により、通行規制の実施について周知しなければならない。

（ア）道路標識の設置

所長は、通行規制をしようとするときは、禁止又は制限の対象、区間、期間、理由及び迂回路を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。

所長は、通行規制の解除をしようとするときは、パトロールを行い、通行の安全を確認した後、通行規制の解除を行うものとし、解除と同時に道路標識を取り除くものとする。

（イ）道路情報表示板等での一般通行者への情報提供

所長は、通行規制をしようとするときは、禁止又は制限の対象、区間、期間、理由及び迂回路を道路情報表示板等に表示する等により、規制対象車両の規制対象区間への流入を事前に防止するよう努めなければならない。

## **第5 関係機関との連携**

通行規制の実施に当たり必要となる関係機関との連絡体制は、各所属の危機管理マニュアル等に定めるところによる。

## **第6 報告**

所長は、通行規制をするときは、遅滞なく道路企画課長及び市町村の担当部署に報告しなければならない。解除するときも同様とする。

## **附 則**

この要領は、令和6年11月15日から施行し、令和6年度に限り適用する。

